

平成 26 年度「早期からの教育相談・支援体制構築事業」  
成果報告書

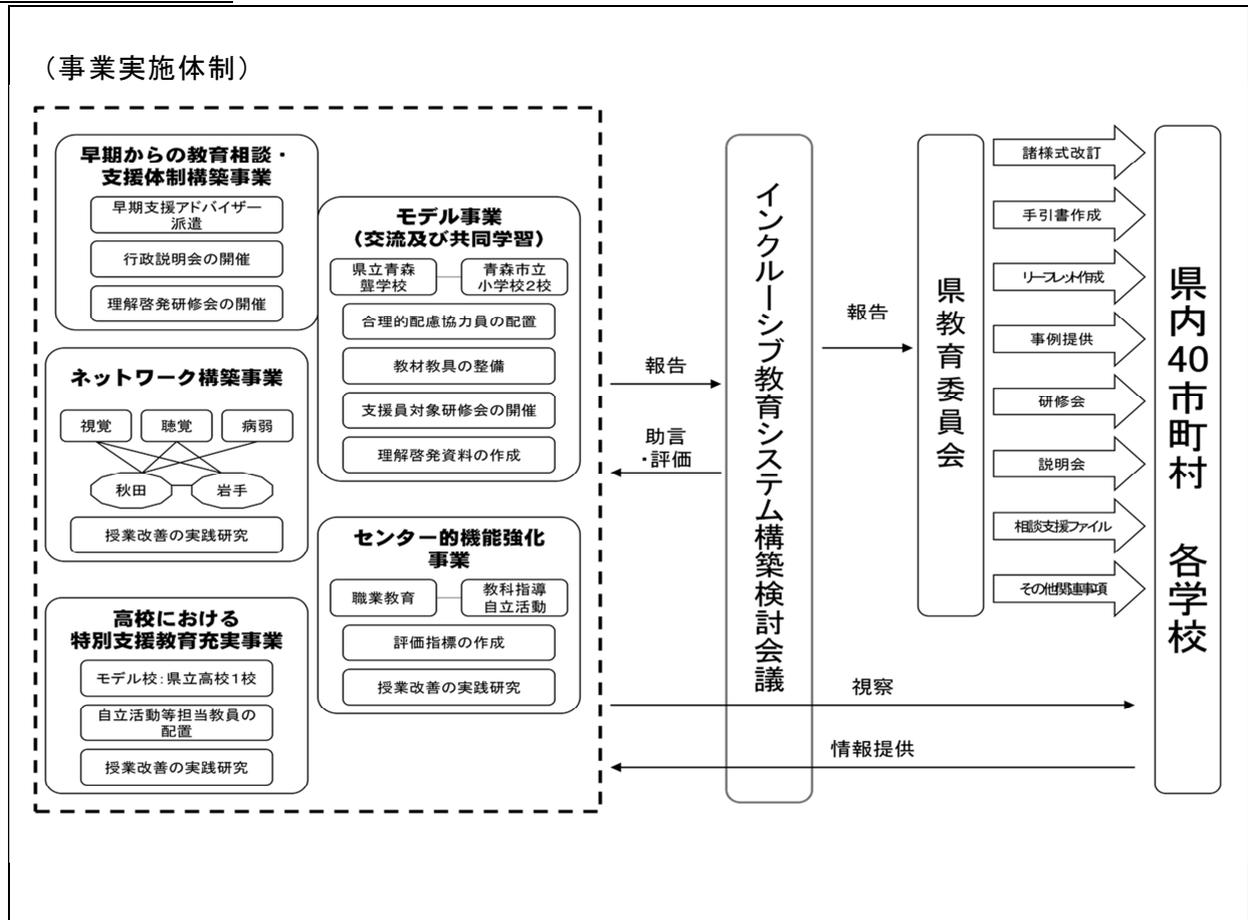
団体名	青森県教育委員会
-----	----------

概要

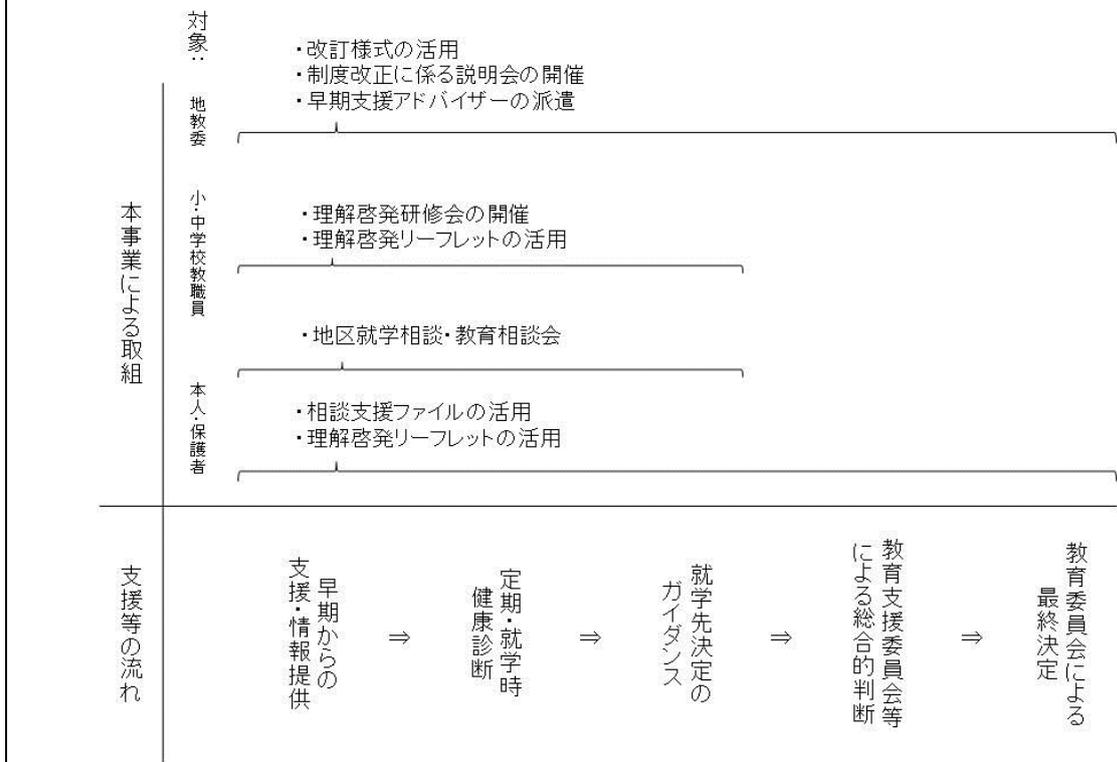
1 事業の概要

県内各市町村は、就学に関する法令の改正やその趣旨を踏まえた就学手続の大幅な見直しに対応するとともに、早期からの相談・支援体制の更なる充実を推進しているところであるが、十分な整備には人的及び組織的な対応が懸案となっている。県教育委員会としては、本県の特色である県内6地区ごとに組織され、従来から地域の実情に応じた活動を展開している地区特別支援連携協議会の機能を活用し、各市町村における体制整備を進めることとした。今年度は、就学事務に係る諸様式の全県における活用、早期支援アドバイザーの派遣や研修会等による教職員の専門性向上、リーフレット等による理解啓発などに重点的に取り組んだ結果、県内各地区において、障害のある児童生徒等への早期からの一貫した支援についての理解啓発が進み、市町村や学校による本人及び保護者への具体的な支援がより一層充実した。

<事業の概念図>



(幼稚園・保育所等未就学段階から就学決定までの支援の流れ)



## 2 事業の成果

早期支援アドバイザーの派遣及び具体的な指導・助言により、市町村教育委員会における早期からの一貫した支援に係る業務等の整理などのほか、就学事務の具体的な留意点、合理的配慮、基礎的環境整備などに関する理解が深まり、関係者の専門性向上につながった。

早期からの一貫した支援に係る説明会や研修会の運営方法を工夫し、職層に応じた説明内容にしたことや、事例検討による協議を設けたことなどが、説明会等後の地区内の担当者同士のネットワーク作りにつながり、効果的であった。

理解啓発に係る取組では、研修会開催やリーフレット配布のほか、地区内の多職種が参加する地区特別支援連携協議会での早期支援アドバイザーによる指導・助言が効果的であった。

## 3 事業の課題とその解決のために必要な取組

県教育委員会が市町村教育委員会への支援方策の一つとして参考様式として示している就学事務に係る諸様式については、活用している市町村が約半数であり、関係法令に則った事務を行うだけでなく、障害のある児童生徒等の十分な教育を保障するためにも、引き続き周知が必要と考えられる。

市町村や地区ごとに状況は異なっているが、これまでの取組でも効果が指摘されている地区特別支援連携協議会がその機能を十分に発揮することにより、本事業の成果の共有や、課題解決の方策を継続検討することができ、各地区、各市町村の実情に応じた体制整備を進めることができると考えられる。

県教育委員会としても、本事業の成果を県単独事業へ引き継ぐとともに、他の委託事業との関連を効果的に図りながら、体制整備を推進していきたい。